

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價
通路料廣告料ヘ左ノ如シ
一枚三錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一百五十錢○六箇月前金三
圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直送ニテ購入スルモノニ限リ右定額ノ外ニ
毎月十五錢ノ追加料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字點	一日限	二日以上	七日以上
一 行	二 付	十二 錄	十一 錄
		十錢五圓	

時事新報

地方官を制の改正

地方官を制の改正は十一日の官報を以て公布せられたり之を從來の官制と對照するに官職の權限、事務の規程等には格別の相違なく唯出色の箇條とも認む可きは從來二人の書記官を一人に限りたる更に二人の參事官を置いたるの二點に過ぎざるが如し抑も舊制に於て二人の書記官を置き縣内の事務を二部に分ち書記官をして各々其部長たらしめたるは如何なる趣意に出でたる者か之を知る可らず元來府縣の知事は管内の行政事務總務の職務あるにも拘らず少しく關係の大なる事柄は大務大臣の指揮監督を承るの常にして實際一人の意見にて事を決するは甚だ稀なるが如し然るに縣政の施政手續は頗る嚴重を極め知事の下に部長あり部長の下に又課長ありて尋常一片の事務ても三重の手數を経る其上に事宣に據りては又これを主務の各省に提出せざる可らず、事の簡あるものと云ふ可らざるなり若しも知事其人を得て異に其任を空よせざるに於ては部内の事務は直接に之を總理し職権内にて裁決可きものが如し近來行政の事務追々細密となり新法新令の彼是を輔助するみどもある可しと云へば從來の書記官の成法に遵るの據と避け條理を明にし精神を達せんとするは中々容易の乘にあらずして其道に於ける多少の學問知識を要せざるを得ず參事官の設置は即ち此必要に従うるものにして而して其職掌は獨り此事のみあらず知事の命を承けて部内の各課長となり又は隨時に其事務を輔助するみどもある可しと云へば從來の書記官の方官は他の官職と違ひ人民に直接して自ら其職掌とも可きものあれば才能技術はともかくも成る可く老練の人と稱ばざる可らずと云ふものなきにあらず蓋し方官の地位に變動を見るみどならん或は說を爲して地方官の側に據れば政府部内の人々が或は老功の故を以て可く居る可きものあれば才能技術はともかくも成る可く老練の人と稱ばざる可らずと云ふものなきにあらず蓋し方官の側に據れば政府部内の人々が或は老功の故を以て可く居る可きものあれば才能技術はともかくも成る可く老練の人と稱ばざる可らずと云ふものなきにあらず蓋し方官の地位に變動を見るみどならん或は說を爲して地

交送には斷然老功云々の縁故を絶ち中央と地方とを問はず後進壯年の官吏中にて頭角崭然たるものと人選してて大に其技術を伸べしめ地方の面目を一新して新官制の精神を全ふせんと我輩の希望する所なり

鐵道汽車の便利

ニューヨークとシカゴとの距離は凡そ一千哩なりセン七十餘哩の距離を走るに殆んど二十一時間を費すものに比すれば其速度に大差あるを見るべし然れども二十四時間に千哩位の速力は英米兩國の鐵道に在ては左程珍しきものに非ず急行列車の最も急なるものに至つては一時間に五十哩乃至六十哩を走るもの勘からず而して此ニユーヨークシカゴ間の鐵道汽車が特に他に勝れたる點は車中乗客の便利快樂を謀りて殆んど選ず所なき一事なり先づ食堂車にはダイブルと椅子と並べ乗客爰に來て座すれば給仕人は何なりとも注文に應じて料理を持ち來り汽車飛走の中に懸々食事するなど殆も家に居るに異ならず次に理髮店車あり此車には浴場をも設け乗車中無事に苦しむ人などは理髮店に入りて髪を剃り湯に浴して塵埃に煤れたる身體を洗へば心氣爽然たるを覺ゆへし又列車の最後部には景色を眺むる爲に設けたる車あり爰には夥多の新聞紙をダイブルの上に置て乗客の縱覽に供し手に今日の新聞紙を持ちながら山水の景勝を賞するの趣向甚だ妙なり併し斯く風流なる趣向の中にも流石は米人にて金鏡の考は一刻も貯ずるふとを得るものと見此眺望車中に絶えず絆育、シカゴの相場所より相場の高低を電信にて報じ來り押金者流の用に供するは雅俗兩ながら全きものと云ふ可し又車中は總て電氣燈を以て照し駕車の裝飾などは實に美を盡して至らざる所なく婦女子の旅行するものは汽車中に下駕を履ふて衣類の始末、化粧の手傳等を命ぜ可し又車の一隅に「イアライ」(印刷速記器)を備へ客の求めに應じて書狀を認むる者もあり其他何か

如何に至るまで凡そ近世文明社會に於て得らるゝ丈けの便利は飛車中に備はらざるはなし斯くありてふと鐵道旅行も始めて人間の樂事となるふとあれ我日本の鐵道の如き車中に飲食と兩用にさへ苦しむものが此境界に達するは果して幾歲月の後なる可きや

法律第九十九號に關する村田議官の意見 本日九日法律第九十九號を以て家屋其他の建物外に於て犯したる窃盜及び田野、山林、川澤、湖海に於て其產物を窃取し其賊額五圓に満たざるものは十一日以上二月以下の重禁錮に處し又其未遂犯は何程高價なる物品を窃取せんとしたるものにても皆右と同一である刑に處するが如きは決して法理の許さる所なり其他未遂犯の場合は於ても不都合を生ずるの恐れなきにあらず即ちどきは僅に十一日以上二月以下の重禁錮に止り若し之を附加せらるるに於ては實に飛んで二月以上四年以下の重禁錮とされ未遂犯は一等又は二等を減ずるものと規定せり

刑法總則に罪を犯さんとして未だ遂げざる者は已に遂げたる者の刑に一等又は二等を減ずるものと規定せり

月以下の禁錮を以て罰せらるるも其賊物を受けたる從

して割出したるものなるに今届外の窃盜に十一日以上

散、詐欺取財、受寄財物及び贋物等に關する犯罪は悉く

皆此窃盜二月以上四年以下なる刑罰の權衡を基礎と

其權衡を採りたるものあり即ち遺失物、埋藏物、家資分

の權衡と云ふものは之れが爲に錯亂するに至らんも測

れなれど苦慮に堪へざる次第なるが抑も現行刑法に於て

規定したる財産に對する犯罪は皆窃盜罪を標準として

判決を下すものあり即ち遺失物、埋藏物、家資分

の權衡と云ふものは之れが爲に錯亂するに至らんも測